

# いきいき名山っ子

鹿児島市立名山小学校

名山小学校では、次のことについて指導しています。保護者の皆様の御理解と御協力をお願いします。(令和4年度12月 改訂版)

## 1 登校・下校

- (1) 標準服・体育帽子を着用し、登校は、決められた場所・時刻に集合し、通学路を守って集団登校します。
- (2) 明るく元気なあいさつをします。
- (3) 登校・下校時刻をしっかりと守ります。(下校時刻：午後4時30分)
- (4) 下校は、「いかのおすし」を守り、なるべく複数で帰ります。

### 【いかのおすし】

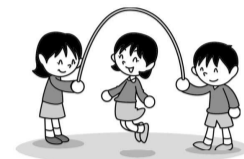
いか…行かない  
の…乗らない  
お…大声でさけぶ  
す…すぐにげる  
し…知らせる

## 2 始業前

- (1) 提出物は担任へ、納入金があるときは、すぐに事務室の集金箱に入れます。
- (2) 8時からは、体育服に着替えて、V Sの時間(ボランティアサービスクラス)、係・委員会活動に進んで取り組みます。

## 3 学 習

- (1) 学用品には、必ず名前を書いて、大切に使います。
- (2) **学習に必要なものは、学校には持って来ないようにします。**



## 4 休み時間

- (1) 決められた場所で楽しく・安全に遊びます。(遊ばない場所: 渡り廊下、テニスコート、駐車場、給食室・公民館周辺、体育館周辺、体育倉庫の裏、プールへの階段、非常階段、ベランダ)
- (2) 使った道具(竹馬・一輪車・ボール)は、必ず元にあった場所に整理して片付けます。
- (3) 校舎内・渡り廊下以外は、外履きにはきかえます。※ただし、一輪車や竹馬で遊ぶときは必ず外履きにはきかえます。
- (4) 自分の教室以外は、勝手に出入りしません。

## 5 給 食

- (1) 当番はマスクや給食着を身につけ、給食室への行き帰りは、右側を並んで移動します。
- (2) 当番以外の児童は、席について静かに待ちます。
- (3) 廊下や階段、教室の床に温食などをこぼしたら、すぐにふき取ります。
- (4) 給食の後は、ていねいに歯を磨きます。
- (5) 食器などは、午後1時30分までには、給食室に返します。



## 6 掃 除

- (1) 高学年がリーダーシップをとって、縦割りグループで決められた場所を時間いっぱい掃除し、後始末をしっかりとします。掃除の最後は、しっかりと反省します。また、手洗いうがいをしっかりとします。
- (2) 掃除時間は、体育服で活動します。 ※ 着替えは、掃除後でなく、5時間目終了後などにします。

## 7 服装・身なり

- (1) 冬服(10月上旬～5月中旬) ○ 男 子…紺の半ズボン、白の長袖シャツ、詰襟の上着  
○ 女 子…紺のジャンパースカート、白の長袖ブラウス、上着  
**※ 12月～2月の厳冬期：校内でのジャージは可**
- (2) 夏服(5月上旬～10月中旬) ○ 男 子…グレーの半ズボン、白の半袖開襟シャツ  
○ 女 子…グレーのジャンパースカート、白の半袖セーラー  
**※ 校内では必ずネームを着用します。(標準服、体育服ともに)**
- (3) 履物・靴下 ○ 室内は上履き、外履きは、**運動しやすいものを履きます。**  
○ 靴下は、**白・黒・紺を基調としたもので、華美でないものを履きます。**
- (4) 寒いときの標準服以外の服装は、家の人と話し合って身につけます。  
(標準服の下に紺を基調としたベスト・セーター・トレーナーを着てもよい。手袋は登下校のみ着用してもよい。)
- (5) 風邪などの体調不良のときは、登下校時の防寒服・長ズボン・タイツの着用を認めます。ただし、必ず担任に連絡して着用させます。
- (6) 厳冬期の体育の授業では、**ジャージを着用してもよい**ですが、気温や運動量での着脱をするようにします。
- (7) 髪の毛の長い児童は、必ずたばねます。髪の毛が、肩にかかったり、目にかかったりすることを基準とします。
- (8) 髪留め・リボン・ゴム等は、落ち着いた色(黒・紺・茶を基調)のものをつけます。  
**※ 校内では、必ずネームを着用します。(標準服、体育服ともに 厳冬期のジャージはなくてもよい)**

## 8 その他

- (1) 4年生から、道路で自転車に乗れます。ただし、スポーツ少年団など学校に用事あるときに、自転車に乗ってきてはいけません。  
(ヘルメットを必ず着用します。保険にも加入します。商店街やアーケードでは、自転車を降りて、押します。)
- (2) 夏期(4月～9月)は夕方6時まで、冬期(10月～3月)は夕方5時までに家に帰ります。 ※ 春休みの最後の日までは、帰宅時刻は夕方5時。
- (3) 道路では、ローラーブレード、キックボードなどでは遊ばせん。

### < 厳冬期の冬の服装について >

- (1) 厳冬期(1～2月)の間、**校内でジャージを着てよいが、登下校は必ず標準服を着ることとする。**
- (2) 降雪時や予想最低気温が**5℃以下**の際には、登校時に防寒着(コート等の長いものは安全面から認めない)を標準服の上に着てもよいこととする。
- (3) パーカーやマフラー、カイロ、ネックウォーマーについては、安全面への配慮から認めない。